

事業実績報告書

1. 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

2. 令和4年度事業の概要

(1) 構成員や協力団体、地域（要配慮者）との関係性

札幌市住宅担当部門と市営住宅の入居募集事務などを担当している市住宅管理公社が共同で居住支援協議会事務局を担っており、その他札幌市関連部局、社会福祉協議会、URコミュニティ、住宅金融支援機構、民間不動産団体等が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化を図っている。

(2) 協議会の活動

■住宅・福祉部局間や協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組

- 居住支援協議会総会の開催
- ワーキンググループ（企画検討・相談窓口合同部会）の開催
- ひとり親家庭支援センターとの意見交換会の実施
- 居住支援法人勉強会と居住支援研修会の共催

■協議会活動と相談窓口の周知・普及や、セーフティネット住宅の登録促進に係る取組

- 高齢者相談イベントへの出展
- ほっかいどう住宅フェアへの出展
- 新聞、地域情報誌、ウェブを活用した広告
- ホームページの運営
- 居住支援ガイドブック・チラシの活用
- セーフティネット住宅登録促進に向けた見守り機器設置費等補助制度の実施

■入居前支援

- 相談窓口の運営

■入居中、死亡・退去時の居住支援

- 見守り機器設置費等補助金制度の実施

3. 活動実績等

■住宅・福祉部局間や協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組

- 居住支援協議会総会の開催
令和4年5月、12月、令和5年3月に開催
- ワーキンググループ（企画検討・相談窓口合同部会）の開催
計4回開催し、相談事例の共有や課題の整理・検討を行った。

○ひとり親家庭支援センターとの意見交換会の実施

参加人数：16名（ひとり親家庭支援センター、相談窓口相談員、札幌市関連部局、事務局（札幌市、住宅管理公社））

○居住支援法人勉強会と居住支援研修会の共催

居住支援法人が主催する勉強会と研修会を計4回共催することにより、居住支援法人同士や居住支援関連団体が情報交流する場の提供を行った。

■新たな住宅セーフティネット制度及び協議会活動の周知・普及やセーフティネット住宅の登録促進に係る取組

○高齢者相談イベントへの出展

地下歩行空間を利用した高齢者相談イベントでのチラシ配布によるPR活動、出展ブースでの出張相談の実施

○ほっかいどう住宅フェアへの出展

出展ブースでのパネル展示による協議会活動のPRと普及啓発品の配布による相談窓口の周知、相談コーナーの設置による出張相談

○新聞、地域情報誌、ウェブを活用した広告

北海道新聞朝刊折込のさっぽろ10区、ふりっばー、Yahoo!トップページへの広告掲載

○ホームページの運営

セーフティネット専用住宅のMAPの掲載

○居住支援ガイドブック・チラシの活用

○セーフティネット住宅登録促進に向けた見守り機器設置費等補助制度の実施

予算：3,000千円（100戸分） 実績：2件22戸 合計660千円

■入居前支援

○相談窓口の運営

高齢者等の住宅確保要配慮者の住まいに関する様々な困りごとをサポートするために、相談者の希望に沿った住宅情報等の紹介、生活支援サービスの紹介、福祉相談窓口の紹介を行った。

<相談窓口概要>

設置場所：札幌市中央区北1条西2丁目9 オーク札幌ビル1階

開設日：令和2年4月21日（火）

受付時間：平日（月～金） 10時から16時まで

相談体制：業務管理責任者1名、相談員2名の3名体制

■入居中、死亡・退去時の居住支援

○見守り機器設置費等補助金制度の運営

セーフティネット住宅を対象に、見守り機器及び取り付け費用等を補助することで、高齢者等が安心して暮らすことができ、かつ貸主も安心して住宅を貸し出せる住環境づくりを支援。また、セーフティネット住宅の登録促進も図った。

実績：2件22戸 補助金額 660千円（再掲）

※2件とも当補助金を活用するためセーフティネット住宅への新規登録を行った

め、当補助制度により、登録促進につなげることができた。

■効果

イベント出展を通して協議会活動や相談窓口をPRすることで、住宅確保要配慮者だけでなく、現状では居住支援を必要としていない市民の方々に対しても、将来の住まいについて考える機会や、家族や知人などが住まいについて困った場合に備えた情報収集の場としてもらうことができ、支援の輪を広げるきっかけの一つとなったことで、札幌市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりの貢献に寄与した。

また、研修会と勉強会を共催することで、高齢者に対する支援に限らず、障がいのある方やひとり親などについての知見が広がり、事例を用いたディスカッションを行うことで、居住支援法人や各関係機関同士の連携を深めるとともに、住宅確保要配慮者の状況等を共有することで、民間賃貸住宅等の入居の円滑化に向けた支援を進められた。

4. 課題及び令和5年度に向けて

相談窓口の運営をしていく上で認識した課題については、多種多様な相談に対応できるよう相談員のスキルアップが必要なことである。相談内容によっては、窓口だけでは解決することが難しい問題もあり、関係機関との連携強化を図る必要がある。そこで、相談員のスキルアップのため、令和4年度では新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたことから、関係機関と窓口相談員を交えて対面での意見交換会を開催したところ、お互いの顔が見える関係づくりの絶好の機会となり、意見交換会開催前よりも気兼ねなく連絡が取り合える関係性の構築につながり、相談窓口の機能強化において予想以上の効果を得られたと感じている。よって、令和5年度でも引き続き相談窓口機能を充足していくため、意見交換会や各種研修等に取り組んでいきたい。また、住宅確保要配慮者が相談窓口を利用する機会が増え、相談者ひとりひとりの多種多様な相談に十分に対応するためには、現状では時間が足りていないと感じられることから、令和5年度からは相談窓口の受付時間を延長し、住宅確保要配慮者に対するより良い支援につなげていきたい。

〈令和5年度 活動内容〉

- ・相談窓口の安定的な運営を図るため受付時間を延長
受付時間：平日午前9時30分から午後4時30分まで
- ・相談窓口の運営と相談員のスキルアップ
- ・居住支援に関する連携の強化、情報交流
- ・普及啓発、広報活動
- ・セーフティネット住宅の登録促進
- ・見守り機器設置費等に対する補助制度の実施